

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

松島湾周遊体験観光地整備計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県

3 地域再生計画の区域

宮城県塩竈市、多賀城市、東松島市、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【観光客数、宿泊者数の伸び悩み】

平成30年の宮城県観光客数は平成20年比で13%増の64,224千人、宿泊者数は17%増の9,407千人に増加したが、松島湾地域（塩竈市、多賀城市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町）では観光客数9,214千人、宿泊者数975千人とそれぞれ横ばいに留まっている。また、RESASによると松島町内では夜間の流動人口が昼間の2割まで急減しており、宿泊を伴う長期滞在化の促進が課題となっている。これまで、県が東日本大震災後に取り組んできた事業は、被災事業者のなりわい再生や公園施設復旧などハード整備が中心であり、一方のソフト面では「松島かき祭り」などのイベントが再開されたが、単発的なイベントでは一時的な集客は見込めても長期滞在には至らず、宿泊客数は思うように伸びていない。

【若年層旅行者の減少】

特に顕著なのは高校生以下の宿泊者数の減少で、平成30年の宮城県の教育旅行宿泊者数は平成20年比で横ばいの200千人だが、松島町では13千人から7千人と半数近くに大幅に減少している。さらに追い打ちをかけるように、平成27年5月に、JR松島海岸駅前小学生の遠足などに利用されるなど長年地

元の子どもたちに愛されてきた水族館が閉館したことに伴い、水棲生物と触れ合う機会や多くの児童生徒の受入が可能な体験学習施設が失われてしまったことにより、教育旅行の候補地として問い合わせを受けても相手方のニーズに応えられないケースが増加している。また児童生徒に松島湾の歴史や東日本大震災の経験を伝える機会も十分確保できていない。

【漁業従事者の減少と不足】

一方、松島湾地域の主要産業である水産業についても、東日本大震災でほぼ壊滅した生産設備は震災前の状況に復旧したものの、平成30年の生産量は14,340トンと平成22年比で6割に留まっている。漁業従事者も403経営体と、平成22年比で6割まで減少しており、主要産業でありながら漁業従事者が不足している。漁業従事者不足の理由について、平成30年度の水産白書において、我が国の漁業は家族経営中心であり、近年、価値観の多様化により子弟が必ずしも漁業に就業するとは限らなくなっていることを挙げているが、本県ではこうした傾向に加えて東日本大震災により漁業を継続できなくなった者が多数生じたことも影響している。

【商品のブランド力不足】

松島湾地域はかまぼこ等の水産加工業も盛んであるが、イメージについては、ある民間調査会社の調べによる全国の市町村魅力度ランキングにおいて、松島町は200位前後にランクしており、トップ10に入っている仙台市と比べて大きく差が付いているほか、同じく県内で水産業が盛んな気仙沼市、石巻市よりも下回っている。また認知度も400位以下に留まり、食品想起率の指標でも松島町及び塩竈市は、仙台市、気仙沼市及び石巻市よりも下位であることから、松島湾地域が水産業の街であるというイメージ作りに地域一体となって取り組む必要がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

宮城県が平成30年3月に策定した「宮城県観光産業基本計画」では、地域の特性を活かした魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、観光産業が第一次から第三次まで関連するすそ野の広い産業であることから、観光産業の成長を通じて観光以外の地域産業を支え、質の高い雇用創出を推進することを掲

げている。

特に松島湾地域は、日本三景松島を有するとともに、日本遺産「政宗が育んだ伊達な文化」や「奥の細道」に関する歴史遺産が多数分布し年間 921 万人が訪れ 97 万人が宿泊（平成 30 年）する観光地であり、東北地方唯一の政令指定都市である仙台市（年間観光客数 21,000 千人、宿泊者数 5,876 千人）に次いで多くの観光客が訪れるエリアである。また、松島湾地域は仙台市から 30 分以内でアクセス可能という地理的な有利性も備えており、観光を通じて仙台市と松島湾地域との交流人口を拡大させることは、松島湾地域の産業活性化を図る上でも活用していくべき要素である。

近年の松島湾地域における宮城県の観光施策は、東日本大震災で被災した事業者への支援や公園施設の復旧など、ハード整備を中心に取り組んできた。そのような中、JR 松島海岸駅前の県有地で 88 年間に渡り地域の賑わいを支えてきた水族館が平成 27 年 5 月に閉館したことから、減少した松島湾地域の観光客離れを回復させるため、水族館跡地で観光案内や物販、飲食サービスの提供を行う民営の観光集客施設の新設に向けたプロジェクトを進めている。

観光以外における松島湾地域の産業としては、波の穏やかな湾地形を活用した牡蠣や海苔などの養殖業が盛んであり、また構成市町の一つである塩竈市では、生マグロ水揚げが全国トップクラスであり、地元の目利き仲卸人の厳しい審査をクリアしたメバチマグロは「三陸塩竈ひがしもの」のブランドで売り出している。こうした松島湾の観光と水産業の長所を活かすため、県が平成 29 年 4 月に策定した「塩釜圏域総合水産基盤整備事業計画」では、水産物の競争力強化と漁村の賑わい創出に向け、関係市町や観光業界と連携し体験漁業等を実施することにより新規就業者の確保などにも努めることとしている。

当事業により本県が目指すのは、日本三景の知名度と仙台市近郊という地理的有利性が持つ観光集客力を活かし、松島湾地域の多様な業態の事業者間連携体制を構築し、知恵を出し合って観光客に向けた新たな商品、サービスを創出することにより、地域一体となって地域資源を用いた観光客に売れる商品づくりを進め、引いては雇用創出、漁業従事者の安定的な確保を図ることである。また、県内随一の観光地である松島湾地域で観光と農林水産業などの連携モデルを構築することで、その効果を他地域にも波及させ県内総生産の底上げを図

るものである。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2020 年度 増加分 1 年目	2021 年度 増加分 2 年目	2022 年度 増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
松島湾地域（塩竈市、多賀 城市、東松島市、松島町、 七ヶ浜町、利府町） の観光消費額(億円)	842	71	46	46	163
体験型及び学習コンテン ツ、教育旅行プログラム 利用者数(千人)	0	5	72	23	100
本事業の取組を通じた観光 及び漁業等の新規雇用機会 創出人数(人)	0	70	5	5	80

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

松島湾周遊体験観光地整備事業

③ 事業の内容

【観光客数，宿泊者数の伸び悩み】

松島湾地域の観光客数、宿泊者数を伸ばすためには、課題である長期滞

在の誘因となる魅力ある観光商品が必要であることから、松島湾の強みである風光明媚な景色を間近に体で感じることができる体験型アクティビティを造成・販売するとともに、松島湾の持つ優れた地場産品と、観光客のニーズが高まっている「体験」を組み合わせた高い付加価値を持つ商品の開発やプロモーションに取り組むことで、地場産品等の販売促進と観光客の滞在時間の長時間化を図る。また、経済活動が停滞する夜間の消費底上げのため、ナイトコンテンツなどを整備することで、近郊の仙台市から夜間の誘客を推進し宿泊客の増加を図る。以上のように、新たな観光客獲得による交流人口拡大と、商品販売による地域経済活性化を図る。

【若年層旅行者の減少】

若年層旅行者減少の要因としては水族館閉館の影響が大きいことから、その回復に向けて、地域の将来を担う子どもたちに松島湾の歴史や震災の経験を伝える教育・学習の場を再生し、教育旅行としてまとまった児童生徒を取り戻すための事業を行う。若年層旅行者の減少は松島湾地域における大きな課題として関係者の間で認識されていることから、「教育旅行を通じた児童生徒数の獲得」をテーマに掲げ地域の課題解決事業とすることで、地域事業者の参加促進と産業間連携の強化を図る。具体的な取組としては、松島湾地域の事業者との連携のもと、自らの体験を通じて松島湾の特徴や水産資源を理解してもらった内容の「教育旅行プログラム」を造成し、県内外の教育旅行や校外学習に組み込まれるよう働きかけ、若年層旅行者数の底上げを図る。また、松島離宮には当該プログラムの提供に必要な設備やガイド機能を設けることにより、訪れた児童生徒が学習を円滑に進めることができる拠点施設として整備する。

【漁業従事者の減少と不足】

将来の漁業などの担い手を確保するには、地域の暮らしぶりを理解してもらうための取組が必要である。そのためには、長期的な取組として、将来の担い手となり得る児童生徒をターゲットに、生産者と直接交流する機会などを盛り込んだプログラムを教育関係者にプロモーションするほか、漁業を志す地元出身者を発掘するため、地元小中学校に対してマリンアクティビティや漁業体験などのコンテンツを活用した、水に親しみ漁業の魅

力を伝えるためのプログラムを校外学習に採用するよう働きかける。また、短期的な取組としては、全国の生産年齢層をターゲットに、単身者から親子世帯まで家族揃って受入可能で、様々なライフステージにも対応した、松島湾地域の観光を楽しみながら漁業の実践的な就業体験を行うプログラムを造成し、移住定住を視野に入れた漁業従事者等の確保を図る。加えて観光客に対して漁業体験コンテンツをプロモーションすることにより、漁業従事者の新たな収入源を確保することで漁業への定着を促進し、また漁業体験プログラムのプロモーションを通じて漁業に対する全体的なイメージアップに取り組むことにより、幅広い層に対する漁業就業の動機付けを図る。

【商品のブランド力不足】

日本三景松島のブランド力を地域の生産物に付与するため、観光＋地域の農林水産業従事体験を組み込んだ体験型コンテンツを売り込むプロモーションを行い地場製品の知名度向上を図る。また、体験型コンテンツに生産者との交流を盛り込み、体験者らにモニターとなってもらい、収集した意見をデータとして活用することにより、今後の課題解決や新商品開発に繋げる。こうしたプロセスを重ね、誘客に繋がる松島湾ブランドの商品イメージの確立と商品戦略を進める。なお、ブランドイメージの管理や、取組を通じて開発された地域の優れた産品・サービスの販路拡大などのいわゆる「地域商社事業」については、松島町内に新たに開業する民営の観光集客施設の運営企業にその役割を担わせ、地域事業者の連携体制を強化するとともに、一貫したイメージ戦略を展開することで商品の販売力を高め、消費拡大を図り地域経済の好循環を生み出す。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業の実施に当たっては、松島湾地域の経済活性化に向け民間の稼ぐ力を強化することを基本として、事業実施後は松島町内に新たに開業する民営の観光集客施設を運営する事業者を中心として民間による産業の拡大を目指している。本事業では、体験学習コンテンツ等を造成・販売することとしており、それらの利用料金をはじめとする事業者の売

上増加を目指す。

【官民協働】

事業推進主体となる推進会議を主宰し関係機関とのコンセンサスを図りながら、松島湾地域において総合的、戦略的に観光産業、農林水産業の連携モデルを構築し、地域の経済活性化を図る行政と、体験学習コンテンツ造成や本事業展開に必要な設備等の受入体制を整備するとともに、地域商社機能を担う民間事業者とが協力して、松島湾地域の再生に向けた事業を展開する。

【地域間連携】

本事業では松島町内に新たに開業する民営の観光集客施設を中核施設として、松島湾地域の資源を最大限に活かした体験型学習コンテンツ、教育旅行プログラムの造成を目的としていることから、同地域の自治体（塩竈市、多賀城市、東松島市、松島町、七ヶ浜町、利府町）との連携により各市町が有する資源を点から線に繋ぎ、これら市町との広域でのプログラム企画により誘客の広域周遊化を図る。

【政策間連携】

本事業は、地域が連携して体験型学習コンテンツや教育旅行プログラムの造成に取り組むことを通じて地域内での消費拡大に繋げるものであるが、水産業の振興、防災教育の取組、教育旅行誘致の取組と連携して推進し、政策間連携による相乗効果により地域の活性化に繋げるという好循環を創出する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

P D C Aサイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や事業目的、K P I達成状況について、関係自治体や地域事業者を集めた会議の場のほか、外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な取組に反映し、計画の着実な推進を図る。

【外部組織の参画者】

産：東北経済連合会、仙台経済同友会、宮城県商工会議所連合会、みやぎ工業会、宮城県観光誘致協議会、宮城県建設業協会、宮城県農業協同組合中央会、宮城県漁業協同組合、宮城県中小企業団体中央会、宮城県経営者協会 ほか

官：宮城県市長会、宮城県町村会、東北財務局、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局

学：東北大学、宮城大学、宮城学院女子大学

金：七十七銀行、宮城県銀行協会

労：日本労働組合総連合会宮城県連合会

言：河北新報社（個別意見聴取）

【検証結果の公表の方法】

有識者会議の公開、記者発表、県HPで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 357,000 千円

⑧ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2023年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。